

# 平成31年度 税制改正要望事項

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

## <はじめに>

世界の景気は緩やかに回復をしているが、中国を始めアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性や金融資本市場の変動の影響等について留意が必要である。我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調が続いている。政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するために数々の施策を実施し、個人消費もやや持ち直しをしてきたとはいえ、日銀の掲げる2%物価安定目標の達成までには、相応の時間がかかりそうだ。

これから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が急務である。「簡素な税制」、「納得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

## <基本的な課題>

### I. 税・財政改革

#### 1. 財政健全化に向けて

政府が掲げていた2020年度までに基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化する目標は、2019年10月に予定されている10%への消費税率引き上げによる增收分の一部を教育無償化等へ充てる方針を打ち出したことにより断念された。

しかしながら、今後、景気回復が鈍化する可能性や社会保障関係費の増大も予想され、特に、全ての団塊世代の人が75歳以上の後期高齢者となる2025年度以降は社会保障費の一層の増加は明らかであるため、2025年度までに財政健全化の道筋を確かなものとする必要がある。そこで、新たな黒字化目標時期を5年先となる2025年度とする検討に入ったが、現行の財政健全化計画では、国の社会保障費や一般歳出についての金額的な目安は設けられたものの改革全体を通じた道筋を明確に示されてはいない。そのためにも今後の財政健全化計画の改定作業においては、実効性を高めるために様々な領域の歳出改革について可能な限り具体的な目安・目標を設定していくべきである。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う必要がある。

- (1) 年金制度については、給付と負担の均衡を図り、将来にわたって持続可能な制度にするためには、抜本的な改革が必要である。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換することが必要である。
- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の待遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。
- (4) 生活保護については、受給条件や水準を見直すとともに不正受給防止に努める。また、受給者の自立支援も併せて行う。
- (5) 少子化対策については、企業任せでなく、子どもは社会全体で育てるという制度として、出産や育児のサポートをしていくべきである。

#### 3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。国、地方の議員及び職員の定数削減と機構のスリム化によるコスト削減、特殊法人の整理による支出削減を徹底し、小さな政府を望む。民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図り、無駄を徹底的に排除すると共に、歳出の使途を明確化し情報公開を実施する。そして、我々国民は国政を厳しくチェックする役割を、今まで以上に果たすべきである。

#### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税10%への引き上げは2019年10月に先送りされたが、財政健全化のためにも必ず実施すること。消費税引き上げの際には、低所得者に配慮する観点から酒類、外食を除く飲食料品、週2回以上発行する新聞の定期購読料を8%とする軽減税率制度が実施されることになっているが、事業者にとっては対象品目の仕分けや、会計機器、申告事務の手間など事務負担の増加は避けられず、経済活動や実務において混乱をもたらすことになる。さらに、一度導入されると見直しは難しいものと考えられるので、消費税の税率は単一税率を維持すべきである。

#### 5. マイナンバー制度 等

マイナンバーについては個人情報の流出に対する防護措置を徹底する前提の下、適正・公平な課税・徴収のため多岐にわたり活用すべきであるが、マイナンバー制度に対する理解はまだまだ不十分であり、更なる制度の周知と理解を促すべきである。

### II. 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 法人実効税率のあり方

平成28年度税制改正において国・地方を通じた法人実効税率がようやく20%台に引き下げられたことは評価するところではあるが、今や20%台前半が主流となりつつある欧州やアジア主要国と比較して、依然として大きく遅れている。こうした国際的な流れを踏まえ、欧州やアジア主要国並の法人実効税率20%台前半への更なる引き下げを要望する。

#### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

平成29年度税制改正において中小法人に適用される軽減税率の特例15%の適用期限が2年延長されたことは評価するが、時限措置ではなく本則化するよう求める。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円程度に引き上げることを要望する。

#### 3. 事業承継税制の拡充 等

平成30年度税制改正で、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度について、事業承継税制の特例が創設され、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、10年間の抜本的改革が行われたことは評価するが、中小企業がより円滑な事業承継を行うためには、まだ不十分であることから、さらなる見直しで、本格的な事業承継税制の創設を求める。

### III. 地方のあり方

#### 1. 地方創生

景気の基盤は依然としてぜい弱なままであり、さらには地方の中小企業等にとって未だ景気の回復を実感できるレベルには無いことから、地方に目を向け、地方からの景気回復を目指した施策の充実を図る。

#### 2. 道州制の導入（地方への権限と税源の移譲） 等

地方行財政改革のためには、規制緩和により国の強権的な中央集権統治機構のあり方を改めるとともに、地方の自主決定により、地域特性を活かした経済発展をめざすことはもちろん、単年度会計を改め複式簿記導入による行政コスト計算結果公表など予算の無駄を発見しやすくするための財政改革に取り組むべきである。

そのためには地方交付税交付金に頼らない財政基盤の確立と徹底した無駄の削減による身の丈予算を策定し、真に必要な住民サービス・政策のために税金を使うシステムを構築しなければならない。

### ＜税目別＞

#### I. 法人税関係

##### 1. 役員給与の損金算入の拡充 等

役員給与は原則損金算入とすべきで、現行制度では取扱いが限定されており、特に報酬等の改正には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すことを求める。

## II. 個人所得税

### 1. 所得税のあり方

多様な働き方を見据えて、いわゆるフリーランスの人達を支援するために給与所得控除、基礎控除の改正がなされるが基礎控除の大幅な拡充は広く、薄く税を徴収する事に対しては逆行する。また給与生活者以外への所得補足の強化が当然必要で、そうでなければ給与所得者の不公平感が増大する。

### 2. 各種控除制度の見直し 等

現在、扶養控除の金額は第1子、第2子とも変わらないが、第1子よりも第2子、第2子よりも第3子の控除額を増額し、控除できない場合は給付を行うことで、税制面から子育て世代を応援する扶養控除制度の確立を主張する。

## III. 相続税・贈与税関係

### 1. 相続税・贈与税

平成25年の税制改正において相続税の基礎控除額が引き下げられ、3千万円プラス6百万円の法定相続人數となった。この控除額引き下げにより納税者が増えており、また、わが国の相続税負担は大きく諸外国と比して重い。廃止又は基礎控除の引上げを要望する。

贈与税については、資産が高齢者に偏在し、若年層の貧困化が問題視されており、高齢者の資産の円滑な移転を更に進めるべきである。租税特別措置法の規定では110万円であるが、相当の期間が経過しているので、基礎控除額を200万円とすべきである。

## IV. 地方税関係

### 1. 固定資産税の抜本的見直し 等

日本の固定資産税制制定時に、ヨーロッパ型の賃貸価値を課税標準とする案もあったが、シャウブ勧告により、アメリカ型の資産価値を課税標準になった。しかし、アメリカは土地建物を一体とした流通価値を課税標準としているのに対して、日本は土地と建物を分け土地を流通価値、建物を再建築価格として別々の課税基準を設けた。日本の建物固定資産税は収益力が下がり流通価格が下がっても、『再建築価格』は下がらない。収益力と流通価格が弱った資産でも高い固定資産税がかかり続ける。『再建築価格』を廃止、土地建物を適正な流通価格により公正に査定することを望む。

## <その他>

### I. 震災復興

東日本大震災や熊本地震によって、わが国は、多くの尊い生命・財産を失うとともに、社会基盤や生産基盤の機能喪失によって、経済社会の多方面で長期にわたる活動の中止・停滞を経験した。今後においても南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震の発生が高い確率で予想されていることを踏まえると、わが国経済社会の回復力向上に向けた防災・減災対策の推進は喫緊の課題であり、企業が進める防災・減災対策を国が後押しする必要がある。このため、企業による事業継続性向上に係る施設等への設備投資や、災害からの復旧・復興に役立つ機械等の保有に係る設備投資を促進する税制の整備を望む。

## II. 租税教育 等

現行の学校教育における租税教育への取り組みは低く、税の意義や役割を理解させるには不十分である。納税者としての意識を高め、そして社会の構成員としての責任を自覚させ、税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民へと育むため、租税教育の実施を義務付けるよう強く要望する。

## III. 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っているため廃止すべき。